

(公表用)

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針  
～当面5年間（2019年度～2023年度）の考え方～

南富良野町

本町の森林面積は59,016ヘクタールで、総面積の88.7%を占めており、その内町有林は2,241ヘクタール、町有林を除く一般民有林（私有林等）は6,979ヘクタールあります。町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針及び『南富良野町森林・林業マスタープラン』に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

### 1 森林整備の推進

本町の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は8割（全国：3割）を占めており、計画的な森林の整備が進められています。このため、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、改めて森林経営計画の作成を促したり、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

### 2 人材育成・担い手確保

町内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業者登録制度に登録している事業者は5社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、これまで本町では新規就業者の定着に向けた補助事業等といった取組を推進してきましたが、今後はこれらの取組と並行して、地域の関係者や道立北の森づくり専門学院と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

### 3 木材利用の促進

町内のカラマツなどの人工林資源は利用期を迎える中、町内には製材工場がなく、伐採木の多くは輸送用資材の原料として近隣の市町村へ出荷されています。しかし、町内にはチップ工場があり、町内の公共施設等に導入されている木質バイオマスボイラーへの燃料供給を行っていることから、今後も林地未利用材等を積極的に利用しながら、木質バイオマスの有効活用を図っています。また、本町は上川森林認証協議会に加盟しており、森林認証（SGEC）の取得と活用を通じて町内産人工林材の付加価値向上に努めます。

### 4 普及啓発

本町では、自然環境の保全と住民参加による緑豊かなまちづくりを推進するため、結婚や出産といった慶事のあった町民を対象にした植樹祭を実施しているほか、空知川の上流域（本町）と下流域（滝川市）の交流を深める植樹祭も実施しています。これらの取組を通じて森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて普及啓発を図るとともに、今後は町内の学校等に対する木育についても検討していきます。また、本町はJ-クレジット制度に基づくカーボンオフセットも実施しており、創出したクレジットの販売等を通じて町内の住民はもとより都市住民等への理解の促進も図ります。